様式第5号の2（第17条関係）

　　　 第　 号

年　　月　　日

　 様

丸亀市消防長

（丸亀市　消防署長）

報 告 徴 収 書

 　頃、　 で発生した火災について、火災調査のため必要があるので、消防法（第32条・第34条）第1項の規定に基づき、下記事項を 年 月 日までに に文書をもって報告するよう要求する。

なお、報告せず、又は虚偽の報告をした場合は、消防法第44条の規定により処罰されることがある。

記

報告内容

教 示

 この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起して3箇月以内に丸亀市長に対して審査請求することができる。

 また、この命令については、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に丸亀市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において丸亀市を代表する者は丸亀市長となる。）。

 なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に丸亀市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。